

報 告 書

- 協働事業提案制度の導入について -

新宿区協働支援会議

平成 18 年 3 月 27 日

新宿区長 中山 弘子 様

協働事業提案制度について次のとおり審議しましたので、報告します。

協働支援会議委員

	委員の区分	氏 名	備 考
1	学識経験者	座長 久塚 純一	早稲田大学社会科学部教授
2	非営利活動団体構 成員	代行 宇都木 法男	NPO 事業サポートセンター専務理事
3	非営利活動団体構 成員	鈴木 歩	シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 事務局次長
4	区民（協働推進計画 策定公募区民）	小原 聖子	区民（協働推進計画策定公募区民）
5	事業者	伊藤 清和	東京ゼロックス(株)CSR部社会貢献推進グループ
6	新宿区社会福祉協 議会職員	芦沢 ひろみ	新宿区社会福祉協議会 ボランティアセンター課長

名簿の順 は、要綱に規定する区分の順による。

新宿区協働事業提案制度導入について

はじめに

～制度導入について～

これまで、行政は「公共」に関わる多くの領域にわたり公平で均一的なサービス提供という視点で事業をおこなってきた。しかし、今日における社会状況の変化により地域課題や社会課題が多様化し、地域や課題の特性を十分に踏まえた、多様なきめ細かいサービスを提供することが求められています。

また、地域においても「課題別地域会議」等、地域課題を地域自ら解決していこうとする気運の高まりがあり、今後「地区協議会」の設立にともないますます地域における自助・共助の意識の高まりが期待されます。

そのため、「公共」すなわち「区民のみんなにかかわること」を行政と区民等多様な主体が、主体性・自主性を尊重しながら、お互いの役割分担を改めて見直し、「新たな公共サービス」を協働して創出することが重要です。

区民が「公共」の主体となることは、地域に参加する人やサービスの受け手となる地域に暮らす人たちの満足度を高めると同時に、区行政への住民参加につながり、区民の暮らしやすい新宿区を実現するものです。

区では、「協働を推進するための環境づくり」「区政への区民参画の推進」「協働と参画を進める区の組織のあり方」の三つの側面から、具体的で実効性のある仕組みづくりとして、平成16年3月に「新宿区・地域との協働推進計画」が策定されました。

「協働事業提案制度」は、この計画の基本目標の考え方にに基づき、地域課題や社会的課題を協働して解決していくため、地域の市民活動団体の新たな発想や手法を活かした提案のもとに、提案団体と新宿区が協働して事業を実施していくものです。

これにより協働の実践を積み重ね、「新たな公共サービス」を拡充し、区民満足度を高めるとともに、具体的な事業の取り組みのもとに、「協働」というものをわかりやすく周知していくことが必要と考えます。

新宿区協働支援会議座長

久塚 純一

1 目的

この制度は、多様化する地域の課題や区民ニーズに、区が単独で対応することが困難になってきているなか、市民活動団体（以下「NPO」という。）の専門性や柔軟性等を活かした提案を公募し、NPOと区が協働することで、地域課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、区行政への住民参加の促進を図り暮らしやすい新宿区を実現することを目的とします。

2 概要

この制度の対象となる提案内容は、「NPOの自由な発想により提案する事業」と「区から提起する課題に対して提案する事業」の2種類を想定するものとし、NPO法人を含め非営利の社会貢献活動を行っている団体からの公募よりも。

提案された事業案は、区民や学識経験者などで構成する審査会が、提案者のプレゼンテーションに基づき審査します。

公開の審査会には、広く一般区民・事業者・NPOなどの方にも傍聴を募り、意見がある場合は後日、意見書の提出ができるなど、透明性・公開性を確保するとともに、住民参加を促すものとしします。

審査の過程で、担当部局と事業化に向けた詳細協議を行い、その選定結果は広く区広報及び区ホームページなどで公開していきます。

3 募集事業の対象年度

募集する事業の対象年度は、翌年度の単年度事業を対象としますが、選定された事業が担当部局との調整ができず翌年度の予算編成に間に合わなかったときは、継続して協議し翌々年度に予算化するようにします。

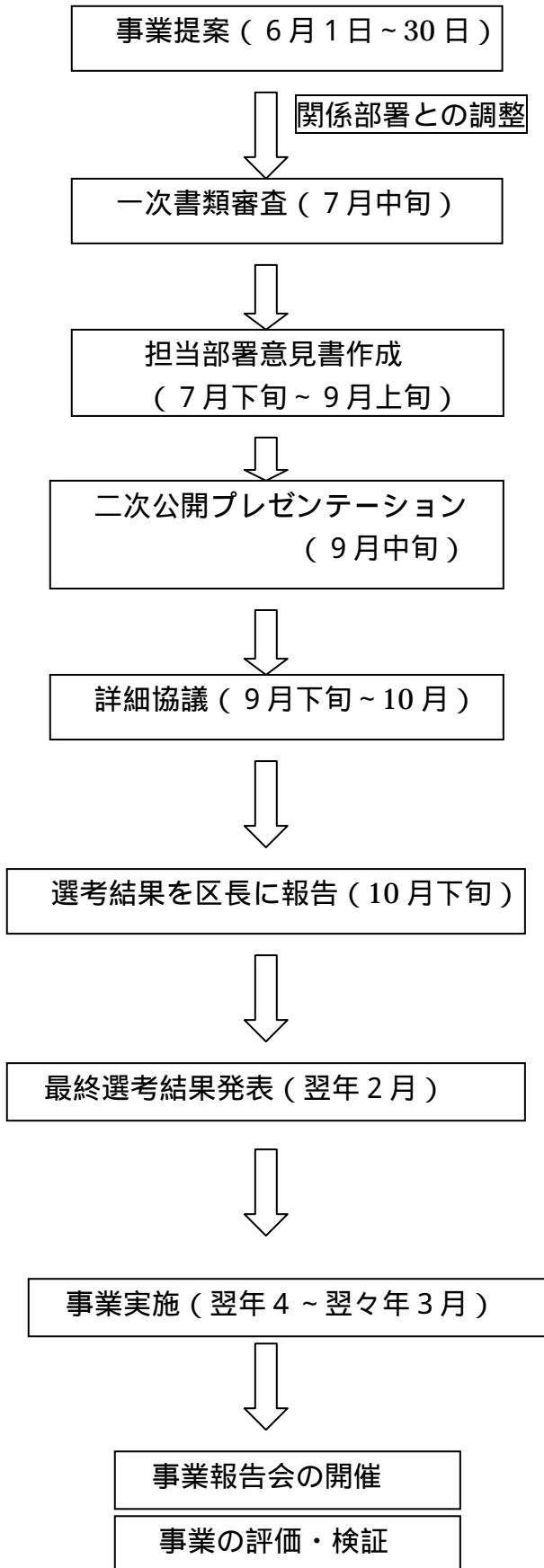
また、予算成立を条件とすることなどを明確にして募集いたします。

4 事業提案制度の導入についての課題

この制度における事業の実施を効率的に行うため、担当部局が予算化しやすいよう、一定の予算フレームを確保するなどの配慮が必要です。

また、選定されたNPOと担当の所管課（複数の部署にまたがる場合については、代表する部署）との委託契約を交わすこととなりますが、その場合の契約方法や支払い方法については、財政面でまだ零弱なNPOが多いことを鑑み、事業の実施が可能となるように今後検討していく必要があります。

提案制度事務参考フロー



- ・ 区と協働して事業を行うことを希望する NPO は、協働事業提案書等を提出いただきます。
- ・ 事業内容及び団体の条件など審査会で書類審査します。(一次選考)
- ・ 書類審査を通過した事業につき担当部署にてプレゼン実施団体と協議しながら意見書を作成します。
- ・ 提案された事業のプレゼンテーションを実施。審査員は審査基準に則って審査を行い、対象事業を選考します。(二次選考)
- ・ 公開プレゼンテーションによる審査会を通過した提案者は、所管する課と事業化に向け、詳細にわたり協議します。特に、役割・責任分担は重要となります。
- ・ 審査会は選考結果を区長に報告し、区長がその報告に基づき協働事業を決定します。
- ・ 最終選考により採択された協働事業は、詳細協議を経て事業実施内容が確定させた後、区広報・ホームページにより広く区民などに公開していきます。
- ・ 採択された事業は、改めて所管課と協定や契約等を締結して、事業実施となります。また、事業の実施中の進捗状況、事業視察などを行い、必要に応じて相談・アドバイスなどを行います。
- ・ 事業終了後には、事業報告会の実施により区民等への周知や事業実施の効果や手法などを含め、所管課と事業の検証を行います。

提案者の応募資格

NPO等の非営利の社会貢献活動団体（複数の団体の共同提案も可）
で以下のすべての要件を満たしていること

- 1 組織の運営に関する規則及び会員名簿を備えていること
- 2 予算・決算を的確に行っていること
- 3 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- 4 事業の成果報告及び会計報告ができること
- 5 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- 7 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- 8 区と協働して業務を遂行できる能力又は実績を有すること

提案できる対象事業

提案できる対象事業は以下の1から7までの要件を満たすこと。ただし、
（1）から（5）のものを除く

- 1 公益的・社会貢献的事业で新宿区と協働で取り組むことで地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- 2 区民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できる事業
- 3 協働の役割分担が明確・妥当で相乗効果が高まる事業
- 4 提案団体が実施可能である事業
- 5 先進性、先駆性などのアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- 6 予算の見積もり等が適正である事業
- 7 提案事業は、毎年4月1日から3月31日までの間に実施し、一定の成果が期待できるものであること

ただし、以下のものは除く

- （1）特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- （2）学術的な研究事業
- （3）地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- （4）国や地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けているもの
又は受ける可能性のあるもの
- （5）政治、宗教、営利を目的としたもの

審査の基準

審査項目		審査の視点
協働の必要性	地域課題・社会的課題	<p>【ニーズ性】</p> <p>提案内容は、地域課題・社会的課題（ニーズ）を捉えているか。</p>
	課題解決の手法・形態	<p>【協働の手法・形態】</p> <p>課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、その手法は先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。</p>
	役割分担	<p>【役割分担の妥当性】</p> <p>提案団体と当区との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</p>
	事業効果	<p>【相乗効果】</p> <p>提案団体と当区とが協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。</p> <p>【区民満足度】</p> <p>区民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けられること等）が期待できるか。</p>
事業の実現性	企画力	<p>【団体の企画力】</p> <p>地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積りを含む。）</p>
	実現性	<p>【計画の実現性】</p> <p>計画どおりに実施が可能であるか（地域住民等の理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。）</p>
	実施能力	<p>【団体の実施能力】</p> <p>提案団体は、当該事業を実施する上で、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。</p>
	継続能力	<p>【団体の継続能力】</p> <p>提案団体は、当該事業を実施する上で、提案する事業が継続可能であるか。</p>

スケジュール（予定）

課題の報告	募集告知	応募締切	書類審査（一次選考）
4月下旬	5月初旬	6月下旬	7月中旬
担当部署意見書作成	公開プレゼンテーション	詳細協議	事業実施内容公表
7月～9月	9月中旬	9月～10月	翌年2月

審査会

審査委員 協働支援会議委員 6名
 区職員 2名（部課長級）
 事務局 地域調整課

区から課題を提起する事業例一覧：例示として掲げたもので、実際のテーマではありません！

	テーマ又は事業名	概要	所管課
1	災害時要支援者（外国人）に対する防災意識の普及・啓発	災害が発生した場合、「自分の身は、自分で守る」ことが一番大切です。そのため、災害に対する正しい知識と行動を外国人に身に付けてもらうため、研修会や訓練等を実施する。	危機管理課 文化国際課
2	子育てひろば	子育て中の親と子どもが気軽に集い、共に支えあう場を提供し、子育ての不安や親の孤立感を解消する。	子ども家庭課
3	NPOとすすめるIT講習会	中高年の情報格差の是正を目的に、初歩的なIT技能の習得を目指す。会場・機器の提供及び募集記事の掲載は区が実施し、NPOは受講料で運営する。	生涯学習振興課